

【新型コロナウイルス感染症について】  
問 当町病院での、医療ひっ迫は起こっていないか。

答 本町においても、8月の感染者数が250人に達して、予断を許さない状況を踏まえ、町内にある10カ所の医療機関に対して、「新型コロナウイルス感染症拡大による、医療現場の状況等アンケート調査」を実施した結果、9カ所の医療機関から回答があった。

「あなたの医療機関で、現在、医療ひっ迫は起こっていますか」との設問に対して、2つの医療機関が「はい」との回答であり、その内容としては、「発熱外来対応による、外来の通常診療の遅れ」、「宇和島保健所からの依頼による自宅療養者の健康観察の増加」、「陽性や濃厚接触者となる医療従事者発生による人員不足」等のひっ迫状況を訴えられている。

町内においても、連日5名〜10名程度の陽性者が確認されており、町民の皆さんに深刻な感染状況、そして、医療現場の危機的な状況を強く認識していただき、改めて一人ひとりが感染リスクを避け、重症化リスクの高い方を守るとともに、医療危機を回避するために、必要な行動をとっていただくことが重要であると考えている。

問 感染が確認された場合、濃厚接触者または感染者の待機期間は、現在のどのようになっているのか。

答 濃厚接触者の待機期間は、陽性者との最終接触日を0日として5日間である。ただし、社会機能維持者であるか否かに関わらず、2日目及び3日目の自主検査（抗原定性検査キットによる検査）で陰性を確認した場合は、3日目から解除が可能になっている。

また、感染者の自宅での療養期間は、これまで、原則として10日間であったが、国は、「ウィズコロナへの新たな段階への移行を含めて、社会経済活動との両立を強化する。」として、9

月7日から、原則、発症した日を0日として、7日間に短縮した。また、無症状の方についても、これまでは、7日間であったが、検体を採取した日を0日として、検査で陰性が確認されれば、5日間で解除可能となった。

問 感染確認された場合、経済的に困窮し、生活に影響を及ぼすと考えるが、支援策はないのか。

答 現在、厚生労働省においては、新型コロナウイルス感染症に伴う生活と雇用を支えるための様々な支援策を掲げている。「傷病手当金」、「雇用調整助成金」、「新型コロナウイルス感染症対応休業業支援金・給付金」の支給など、生活費や事業資金にお困りの方や、感染により仕事が減少した方、仕事を探索しの方や子ども世話が必要で就業できなかった方など、働く方のみならず、国民の皆さま全体の支援策として、25のメニューが整備されている。

また、社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症に罹患し、仕事を休んだり、休業されたりした場合の支援制度として、無利子・保証人不要の特例貸付「緊急小口資金・総合支援資金」制度や、それらの特例貸付を利用できない一定の世帯に対しては、その住所を管轄する地方局において、「生活困窮者自立支援金」支給制度などの制度を設けて、支援を行っている。

また、町においては、国の補助事業を活用し、感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等の実情を踏まえた支援の観点から、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」や「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」などの給付金の支給を実施している。

また、地方税における減免制度として、大規模な感染症の影響を受けて収入が減少した方を支援するため、世帯主等、主たる生計維持者の収入減少が

見込まれる世帯の国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、前年の合計所得金額と比較し、減少額が3割以上見込まれる場合には、前年の合計所得金額に応じた減免割合で減額、または免除している。

いづれにしても、新型コロナウイルス感染症に関するお悩みは、一人一人が異なるもので、国・県等の支援策も含め、必要な支援ができる窓口や、関係機関と適切な連携を図り、お悩みに寄り添いながら、解決に向けた支援に努めていきたい。

◆ 赤松 俊二 議員

【バイオマス発電事業について】  
問 木質バイオマス発電事業計画の進捗状況について、どの程度進んでいるか。

答 木質バイオマス発電の計画については、平成30年度から、企業誘致として事業化に向けた協議・検討を進めている。令和3年3月に、経済産業省からFIT（固定価格買い取り制度）の認定を受けた後、令和3年9月に、「農用地区域の除外」手続きが完了し、現在、農地転用の手続きに取りかかっており、計画としては遅れ気味ではあるが、令和6年10月頃の稼働開始を予定している旨の説明を受けている。

問 町が行う側面的支援とは具体的にどのような支援なのか。

答 燃料となる木材の供給による森林整備の推進の観点から、森林環境譲与税を活用し、町内の林業事業体および木材原木市場を対象として、令和2年度から、林業新規就業者支援事業を開始している。加えて、木質バイオマス発電所建設工事の開始時期に合わせて、木質バイオマス燃料の安定供給につながる林業機械等の整備に対する補助事業についても検討している。また、木質バイオマス発電所の建設にあたっては、様々な許認可の手続きが必要になるが、今後においても、町が行う各種事務手続きの円滑な処理等により、事

業実施に向けた環境整備に取り組んでいきたい。

問 燃料となる原料の安定的な供給システム構築について協議しているか。

答 燃料となる木材の安定供給を図るため、町内の林業事業体及び木材原木市場を構成員とする「鬼北町木質資源有効利用協議会」を、平成30年6月に設置して、木材の安定供給のための協議を開始し、令和3年には、「鬼北町木質資源有効利用協議会」の構成員と木質バイオマス発電事業者との間で、「木質バイオマス燃料安定供給協定」が締結されている。

木質バイオマス発電事業が実施されることにより、現在の森林整備において発生している未利用材が燃料としての価値を持つことになり、これらの活用・運搬・収集等による燃料の安定供給を図るため、引き続き協議を行い、森林の持つ多面的な機能が十分に発揮できるよう、燃料となる木材の供給に伴う森林整備を推進していきたい。

【消防水利について】

問 町内に防火水槽68基、消火栓714基（平成26年4月1日現在）設置されている。防火水槽の表示板が赤さびて全く見えない箇所や、消火栓ホース格納箱を示す標示がはがれている箇所が多数見受けられる。点検を行い整備すべきではないか。

答 消防水利に係る表示板等については、経年劣化等による損傷箇所が見受けられる状況があるので、消防団と協議をして、出来るだけ早く、町内に設置してある表示板の点検を実施し、修繕等の対応を実施していきたい。

問 防火水利の位置情報は、どのように消防団や自主防災組織に周知共有されているのか。

答 町内における防火水槽や消火栓などの設置個所の位置情報に関しては、現在、危機管理課において、地図上に設置個所を表示したものを作成し、管理・